

区内事業者等の連携による製品等開発補助制度



この補助制度は、区内の事業者などが2社以上で相互に連携し、それぞれが持つ技術、知識、経験、製品などを活かして取り組む、製品・サービス等の開発事業について補助する制度です。

補助は、企画活動、開発活動、当初販路開拓に区分して行い、補助金交付と専門相談員による助言・指導を通じた支援を行います。

申請にあたって、事前相談が必要です。

取り組みの内容(参考例)

区内製造業者の技術を活かして、子育て、介護などに便利な製品開発に取り組みたい。

地域の同業者で協力して、その地域の名物開発と情報発信をしたい。

地元農家とのコラボレーションで、規格外の野菜を使ったオリジナルカフェメニューを提供したい。



補助の概要

■補助対象者

区内の中小企業を含む事業者の団体・グループ等で、その半数以上が区内の事業者であること

■対象事業

事業者がそれぞれのサービスや製品、技術力、専門知識、設備などで連携し行う、製品やサービスの開発およびその販路開拓等

■補助区分

対象事業の進捗に応じ、(1)企画活動、(2)開発活動、(3)当初販路開拓の区分で補助します。

■補助回数

補助は、年度内1回、1区分までです。

■補助金額

補助申請した区分の補助対象経費の2分の1を補助します。ただし、上限額20万円です

■専門相談員の支援

事前相談から、販路開拓までの段階の必要に応じて専門相談員が助言・指導します。

申請が予定計画数に達した場合、受付を終了します
(当年度計画数・2件)

補助の流れ

事前相談

申請書・事業計画の作成

申請書提出

事業計画のヒアリング、助言指導

要件を満たす申請に交付決定

製品等の企画、開発、販路開拓

事業完了まで随時フォロー相談

実績報告、補助金の支払

製品等の販売・営業へ

【問合せ先】練馬ビジネスサポートセンター 電話:03-6757-2020

<WEB> <http://www.nerima-idc.or.jp> <Mail> neri-sapo3@nerima-idc.or.jp

区内の複数事業者等がグループ等を形成し、相互に連携を図り、それぞれが持つ技術、知識、経験、製品などを活用して取り組む、製品・サービス等の開発事業を支援します。
補助金交付は、年度内1回かつ1区分までです。

- 補助金の交付（補助対象経費の2分の1、上限20万円）
- 開発事業計画についての事前相談支援
- 商品等の販路開拓についての助言・指導
- 開発商品・サービスの情報リリース、ウェブ掲載支援
- その他

まずは、ネリサポへ
ご相談ください！

03-6757-2020



補助の対象となる団体・グループ

つぎの条件をすべてを満たす、区内の事業者等の団体・グループ（以下「団体等」といいます。）が補助対象者です。

- 区内の中小企業者（※1）または税法上の収益事業を営む個人・団体等の代表であること
- 団体等を構成する事業者の2分の1以上が、区内の事業者（※2）であること
- 団体等を構成するすべての事業者が、法人住民税又は住民税を滞納していないこと。
- 団体等を構成するすべての事業者が、風営法の規制業種又は消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと。

※1 区内の中小企業者とは？

下の表の、資本金等や従業員数の条件のいずれかに該当する事業を営む会社及び個人であって、会社にあつては本社登記地が、個人にあつては主たる事業所が練馬区内にある者をいいます。

業種	資本金等	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※2 区内の事業者とは？

この補助事業では、法人・個人事業主を問わず、区内に拠点を定めて「税法上の収益事業」を行っている者として、法人の種類は問いませんので、条件に該当すれば、任意団体、一般社団、NPO等も含まれます。

補助対象事業および対象経費

補助対象者が行う、製品・サービス等の開発および当初販路開拓の取り組みであって、原則として、つぎの条件をすべて満たすものを補助対象事業とします。

- 補助対象者の団体等に参加する事業者が、それぞれの専門知識、技術、経験、設備、製品、サービスなどを発揮して、相互に協力・連携する事業であること。
- 原則として、開発する製品・サービス等について、完成後の事業化や販路についての計画が明確であること。
- 補助対象事業の経費、開発において生じた諸権利の取り扱い、完成した製品・サービス等の収益の取り扱いなどについて基本的合意があること。

補助対象事業は、下表の3つの補助区分に分割します。
補助の申請は、年度内1回、1区分までです。開発の進捗に応じた補助区分で申請してください。

補助区分	事業内容	対象経費
区分1 (企画活動)	- 製品・サービス等の企画、研究、開発手順、市場性、販路の検討 - その他、公社が必要と認める事業	- 専門家報酬・諸謝金 - 原材料、部品等の調達費 - 外部委託費 - 製品等の情報発信、販路・市場等の開拓に係る経費 - 前各号のほか、公社が必要と認める経費
区分2 (開発活動)	- 製品等の試作 - 製品化に向けた試験・改良 - デザイン・パッケージング - 特許・商標の取得 - その他、公社が必要と認める事業	
区分3 (販路開拓)	- 製品等の情報発信 - 販路開拓、販促活動 - その他、公社が必要と認める事業	

- 補助申請の時点で、申請する補助区分の事業内容について未着手であることが必要です。
- 区分3については、補助申請の時点で、開発した製品等の販売開始前の段階であることが必要です。

申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 団体等の概要（第1号様式別紙1）
- 団体等の代表者の登記全部事項証明書（代表者が個人事業主の場合は、開業届または収受印ある確定申告書の写し）
- 団体等の定款・規約等の写し
- 団体等の構成員名簿
- 製品等開発の事業計画（第1号様式別紙2）
- 製品等開発事業の収支計画（第1号様式別紙3）
- 費用、特許等、収益等の取り扱いを確認できる資料
- 「団体等の構成員名簿」に記載した事業者すべてについて、法人は法人住民税の、個人事業主は住民税の滞納がない証明書類（納税証明書または受領印のある領収書、住民税が非課税の個人事業主は非課税証明書）